

平成十九年九月十八日受領
答 弁 第 六 号

内閣衆質一六八第六号

平成十九年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道洞爺湖サミットにおける北方領土問題の提議に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道洞爺湖サミットにおける北方領土問題の提議に関する質問に対する

答弁書

一について

御指摘の岸田文雄内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）の発言は、北方領土返還実現に向けた外交交渉を後押ししていくために、政府として種々の機会に国民世論の喚起に努めることが重要であるとの趣旨を、担当大臣として述べたものである。

二について

千九百九十年のヒューストン・サミットの際の議長声明及び経済宣言、千九百九十一年のロンドン・サミットの際の議長声明並びに千九百九十二年のミュンヘン・サミットの際の政治宣言において、北方領土問題への言及がある。千九百九十三年以降、サミットの成果文書において北方領土問題への言及はなされていない。

三から五までについて

ロシア側が領土問題の存在を認め、日露二国間で領土交渉が本格的に行われるようになって以降、政府

としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、ロシアと二国間で強い意思をもって交渉していくことが重要と考えており、今後とも適切に対応していく。